

感対第 20 - 6 号
令和 5 年 4 月 10 日

各保健所長 様

感染症対策課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて

標記の件について、厚生労働省より、令和 5 年 3 月 31 日付け事務連絡が発出
されております。

つきましては、内容を御了知いただき、医師会非会員の医療機関あて周知いた
だきますようお願いいたします。

感染症・新型インフルエンザ対策担当
(制度担当)

TEL : 048-830-7525

Email : a7500-14@pref.saitama.lg.jp